（記録の作成等）

第五十二条の二　船舶所有者は、法第八十一条の二第一項又は第八十一条の三第一項に規定する基本訓練を実施したときは、次に掲げる事項に関する記録を作成し、当該基本訓練の修了の日から五年間これを保存しなければならない。

一　当該基本訓練の実施年月日

二　当該基本訓練を受けた者の氏名

三　当該基本訓練の内容（前条第一項の表第一号及び第二号又は第五十二条の四第一項の表第一号及び第二号に定める内容に限る。）

四　基本訓練を修了した旨の証明書の交付年月日

②　船舶所有者は、法第八十一条の三第三項（法第八十一条の四において準用する場合を含む。）又は法第八十一条の五の規定により船員に実技講習を受けさせたときは、次に掲げる事項に関する記録を作成し、当該実技講習の修了の日から五年間これを保存しなければならない。

一　当該実技講習の実施年月日

二　当該実技講習を受けた者の氏名

三　当該実技講習の内容（第五十二条の四第三項（第五十二条の五において準用する場合を含む。）各号又は第五十二条の六各号に定める内容に限る。）

四　当該実技講習の課程を修了した旨の証明書の交付年月日

（特定雇入契約の対象）

第五十二条の三　法第八十一条の三第一項に規定する国土交通省令で定める船舶は、次に掲げるものとする。

一　漁ろうに従事する船舶以外の船舶であつて、遠洋区域、近海区域又は沿海区域を航行区域とする総トン数二十トン以上のもの（沿海区域を航行区域とする船舶であつて平水区域から当該船舶の最強速力で二時間以内に往復できる区域のみを航行するものを除く。）

二　漁ろうに従事する船舶であつて、我が国の排他的経済水域、領海及び内水以外の区域において従業する国際総トン数三百トン以上のもの

②　法第八十一条の三第一項に規定する国土交通省令で定める職務は、次の各号に掲げる船舶の区分に応じ、当該各号に定める職務とする。

一　漁ろうに従事する船舶以外の船舶　安全又は汚染防止措置の実施に係る職務

二　漁ろうに従事する船舶　すべての職務

（特定雇入契約を締結した際の基本訓練及び実技講習）

第五十二条の四　法第八十一条の三第一項に規定する基本訓練は、次の表の上欄に掲げる船員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を内容とするものであつて、その内容及び方法がそれぞれ国土交通大臣が告示で定める基準に適合するものでなければならない。

一　漁ろうに従事する船舶以外の船舶に乗り組む船員	1　応急手当に関する事項 2　1に掲げるもののほか、個々の安全及び社会的責任に関する事項
二　漁ろうに従事する船舶に乗り組む船員	1　前号1及び2に掲げる事項 2　漁具及び魚の梱包材の排出による海洋の汚染を防止するための措置その他海洋環境の保全及び漁ろうに従事する船舶の航行の安全に関する事項

（新設）

（新設）

（新設）